

令和7年度 修学院中学校のきまりについて

「学校の決まり」は、社会生活で必要なマナーや様々な決まりを守り、将来社会の中でみなさんが活躍できる力を中学校生活を通して養うためにあります。また、皆さん自身がそれぞれのきまりの目的を理解し行動することが大切です。これを「規範意識を高める」と言います。そのため、修学院中学校では長い時間かけて生徒総会などの場で意見を交わして校則を定めてきました。そしてこれからも生徒自身が考え実践することが大切です。自ら考え行動できる人を目指しましょう。＊学校を取り巻く社会環境などは変化をするため、校則の内容については継続して検討し、必要であれば見直すこともあります。

1. 服装について

- ①生徒は指定の通学服を着る。変形服は着ないこと。(カッターシャツ、スラックス、スカート、ブレザー)
- ②通学服は正しく着ること。(カッターシャツの裾は外に出さない)
- ③スカートの長さはひざ下～ひざ上程度とすること。
- ④登校時にはブレザーまたはカッターシャツを着用して登校すること。セーター・カーディガン登下校は不可。
- ⑤冬季は防寒のためのセーター、ベスト、カーディガンは許可しています。ただし、防寒着は上着（ブレザー）の上に着用すること。(通学服を着用した上でなお寒い場合に、防寒着の着用を認める。特にメーカーは問わない。)
- ⑥体操服の上から上着（ブレザー）を着用しないこと。(着替えること)
- ⑦運動に適さない靴下は禁止します。
- ⑧防寒のためにタイツを着用してもよい。ソックスは必ず着用すること。
- ⑨防寒のためにスカートの下にジャージやウインドブレーカーを着用しないこと。



2. 頭髪について

- ①加工を加えないこと。
- ②整髪料は使用しないこと。
- ③髪の毛が長い生徒で、授業の妨げになる場合は、まとめること。

3. その他

- ①ブレザーにバッジ等の装飾品をつけないこと。
- ②靴については運動ができるスポーツシューズを履くこと。(厚底など運動に適さないものは避ける)
- ③集会・式関係ではブレザーを着用すること。(気温が高い場合は、カッターシャツで。)
- ④不要なものは持てこないこと。(漫画、ゲーム、トランプ、お菓子など)
- ⑤アクセサリー類は身に着けないこと。(透明ピアスもアクセサリーです。)
- ⑥化粧、マニキュアなどはしないこと。
- ⑦携帯電話やスマホを持ってくる必要がある場合は、登校後すぐに職員室に寄って学年の先生に預けること。
- ⑧腕時計の着用は認めるが、通信機能のあるものや高価なものは持てこない。(スマートウォッチは×。)

4. 昼食時について

- ①20分間は自分の教室で昼食をとること。
- ②お弁当を忘れた生徒は担任の先生にすぐに相談すること。原則として外出は認めない。
- ③コンビニ弁当などを買って持ってくることは禁止。ジュースは紙パックのみ認める。
- ④ペットボトルについては水筒と同じ扱いで必ず持ち帰ること。(ペットボトルのジュースを買うことは禁止)

5. 登下校について *原則8：00までに登校しない。(特別な事情がある場合は担任に相談)

- ①自転車で登校しないこと。
- ②電車・バス通学の人は車内でのマナーをしっかり守り、騒いだりしないこと、座席に荷物を置かない。
- ③登下校中にお店への出入りは禁止です。(買い物をしないこと)※ただし、登校時に昼食を買うことは認めています。